(二)第項

(三)八名服ニ対シ金一封支給

(四)八日給四十円以上八五十円、四十円以下八五十円、勤続者以外

八、従来日給ノ一割ヲ増額ス

(五)賞與期中ニ於ケル一名乃至二名増員

(六)次第項　外三項

(協調會勞働課)